

3.2.10 公害等の状況

1) 公害苦情の発生状況

調査対象地域における令和6年度の公害苦情の発生状況は、表3.2-29に示すとおりです。

横浜市における公害苦情総数は1,572件であり、公害苦情の多い項目としては騒音、大気汚染、悪臭となっています。

対象事業実施区域のある港南区における公害苦情総数は57件であり、公害苦情の多い項目としては騒音、大気汚染、悪臭、となっています。隣接区である南区、磯子区においては騒音に関する苦情が多くなっています。

表3.2-29 公害苦情の発生状況件数（令和6年度）

行政区分	総数	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
横浜市	1,572	413	42	—	585	197	—	313	22
	港南区	57	13	—	28	7	—	8	1
	南区	83	16	—	36	17	—	13	1
	磯子区	49	16	—	19	4	—	10	—

資料：「横浜市統計書[web版]」（横浜市政策経営局統計情報課ホームページ、令和7年9月調べ）

2) 大気汚染の状況

調査区域における測定局は、図 3.2-23 に示すとおりです。一般環境大気測定局（磯子区磯子）が対象事業実施区域の東南東約 2.1km に、自動車排出ガス測定局（港南区港南中央通）が対象事業実施区域の南西約 0.7km に位置しています。

また、各測定局の令和 2 年度～令和 6 年度の測定結果は、表 3.2-30(1)～(2)に示すとおりです。

二酸化窒素、浮遊粒子状物質は上記 2 局、微小粒子状物質は磯子区磯子で測定されており、すべての年度で環境基準に適合していました。

二酸化硫黄、光化学オキシダント、ダイオキシン類（毎年の測定ではありません。）は磯子区磯子で測定されており、二酸化硫黄とダイオキシン類は測定されているすべての年度で環境基準に適合、光化学オキシダントはすべての年度で環境基準に適合していませんでした。なお、光化学オキシダントは、全国的に見ても環境基準に適合している測定局が極めて少ない状況です。

一酸化炭素は、調査区域では測定されていません。

注) 大気汚染に関する環境基準及び評価方法について

大気汚染物質	評価方法	環境基準に適合するための条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	短期的評価	1 時間値が 0.1ppm 以下であり、かつ、日平均値が 0.04ppm 以下であること。
	長期的評価	日平均値が 0.04ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 ^{※1}) 以内であり、かつ、日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質 (SPM)	短期的評価	1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であり、かつ、日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であること。
	長期的評価	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 ^{※1}) 以内であり、かつ、日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
一酸化炭素 (CO)	短期的評価	8 時間平均値が 20ppm 以下であり、かつ、日平均値が 10ppm 以下であること。
	長期的評価	日平均値が 10ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 ^{※1}) 以内であり、かつ、日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
二酸化窒素 ^{※3} (NO ₂)	98% 値評価	日平均値が 0.06ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 ^{※2}) 以内であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)	年平均値の評価と 98% 値評価の併用	年平均値が 15 μg / m ³ 以下であり、かつ、日平均値が 35 μg / m ³ を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日 ^{※2}) 以内であること。
光化学オキシダント (OX)	—	1 年間の昼間(5 時～20 時)のすべての 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ダイオキシン類	—	複数回の測定値の年平均値で 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

※1：年間の日平均値のうち、高いほうから 2% の範囲にあるものを除外した後の最高値 (2% 除外値) を環境基準と比較して評価する。ただし、環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、不適合と評価する。

※2：年間の日平均値のうち、低いほうから 98% に相当するもの (日平均値の年間 98% 値) を環境基準と比較して評価する。

※3：二酸化窒素に係る環境基準は「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること」であり、横浜市では、環境基準のゾーン下限値 (0.04ppm) を環境目標値としている。

資料：「大気汚染状況に関する環境基準の評価方法」(平成 30 年 4 月、環境省) を基に作成

表 3.2-30(1) 一般環境大気測定局（磯子区磯子）の経年変化

項目			測定年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
			ppm	0.016	0.016	0.016	0.014	0.014
二酸化窒素	年平均値		ppm	0.016	0.016	0.016	0.014	0.014
	日平均値の年間 98% 値		ppm	0.037	0.035	0.035	0.035	0.035
	日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日	1	0	0	0	0	0
	98% 値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0
浮遊粒子状物質	適合：○ 不適合：×	—	○	○	○	○	○	○
	年平均値	mg/m³	0.014	0.014	0.015	0.015	0.015	0.015
	日平均値の 2%除外値	mg/m³	0.032	0.036	0.035	0.036	0.036	0.036
	短期的評価	1 時間値が 0.20mg/m³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0
	日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0
	長期的評価	日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	—	無	無	無	無	無
微小粒子状物質	長期的評価による 0.10mg/m³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0
	適合：○ 不適合：×	—	○	○	○	○	○	○
	年平均値	μg/m³	10.0	8.6	9.4	9.3	9.5	9.5
	日平均値の年間 98% 値	μg/m³	25.8	21.8	20.7	22.5	26.4	26.4
二酸化硫黄	日平均値が 35 μg/m³ を超えた日数	日	2	0	0	0	0	0
	適合：○ 不適合：×	—	○	○	○	○	○	○
	年平均値	ppm	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002
	日平均値の 2%除外値	ppm	0.005	0.005	0.004	0.003	0.004	0.004
オキシダント	短期的評価	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0
	日平均値が 0.04ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0
	長期的評価	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	—	無	無	無	無	無
	長期的評価による 0.04ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0
	適合：○ 不適合：×	—	○	○	○	○	○	○
	昼間の年平均値	ppm	0.028	0.030	0.028	0.030	0.033	0.033
ダシンオキ	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数	時間	154	143	104	145	281	281
	昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数	日	0	0	0	0	3	3
	適合：○ 不適合：×	—	×	×	×	×	×	×
	年平均値(複数回の測定値の平均値)	pg-TEQ/m³	0.016	—	—	0.0073	—	—
	適合：○ 不適合：×	—	○	—	—	○	—	—

注) 測定局名は、令和 7 年 4 月 1 日に「磯子区総合庁舎」から変更となりました。

資料：「横浜市大気汚染調査報告書 第 64 報」(令和 6 年 7 月、横浜市みどり環境局)

「横浜市大気測定結果報告書」(令和 7 年 7 月、横浜市みどり環境局)

「令和 2 年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」(令和 3 年 7 月、横浜市環境創造局)

「令和 3 年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」(令和 4 年 7 月、横浜市環境創造局)

「令和 4 年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」(令和 5 年 7 月、横浜市環境創造局)

「令和 5 年度 大気・水環境等の状況について」(令和 6 年 7 月、横浜市みどり環境局)

表 3.2-30(2) 自動車排出ガス測定局（港南区港南中央通）の経年変化

項目			測定年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
			ppm	0.016	0.017	0.016	0.015	0.015
二酸化窒素	年平均値		ppm	0.016	0.017	0.016	0.015	0.015
	日平均値の年間 98% 値		ppm	0.037	0.039	0.034	0.035	0.035
	日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0
	98% 値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0
浮遊粒子状物質	適合：○ 不適合：×	—	○	○	○	○	○	○
	年平均値	mg/m ³	0.016	0.015	0.015	0.015	0.015	0.016
	日平均値の 2%除外値	mg/m ³	0.038	0.034	0.031	0.036	0.036	0.036
	短期的評価	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	1	0	0	0
長期的評価	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0
	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	—	無	無	無	無	無	無
	長期的評価による 0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0
	適合：○ 不適合：×	—	○	○	○	○	○	○

注) 測定期名は、令和 7 年 4 月 1 日に「港南中学校」から変更となりました。

資料：「横浜市大気汚染調査報告書 第 64 報」(令和 6 年 7 月、横浜市みどり環境局)

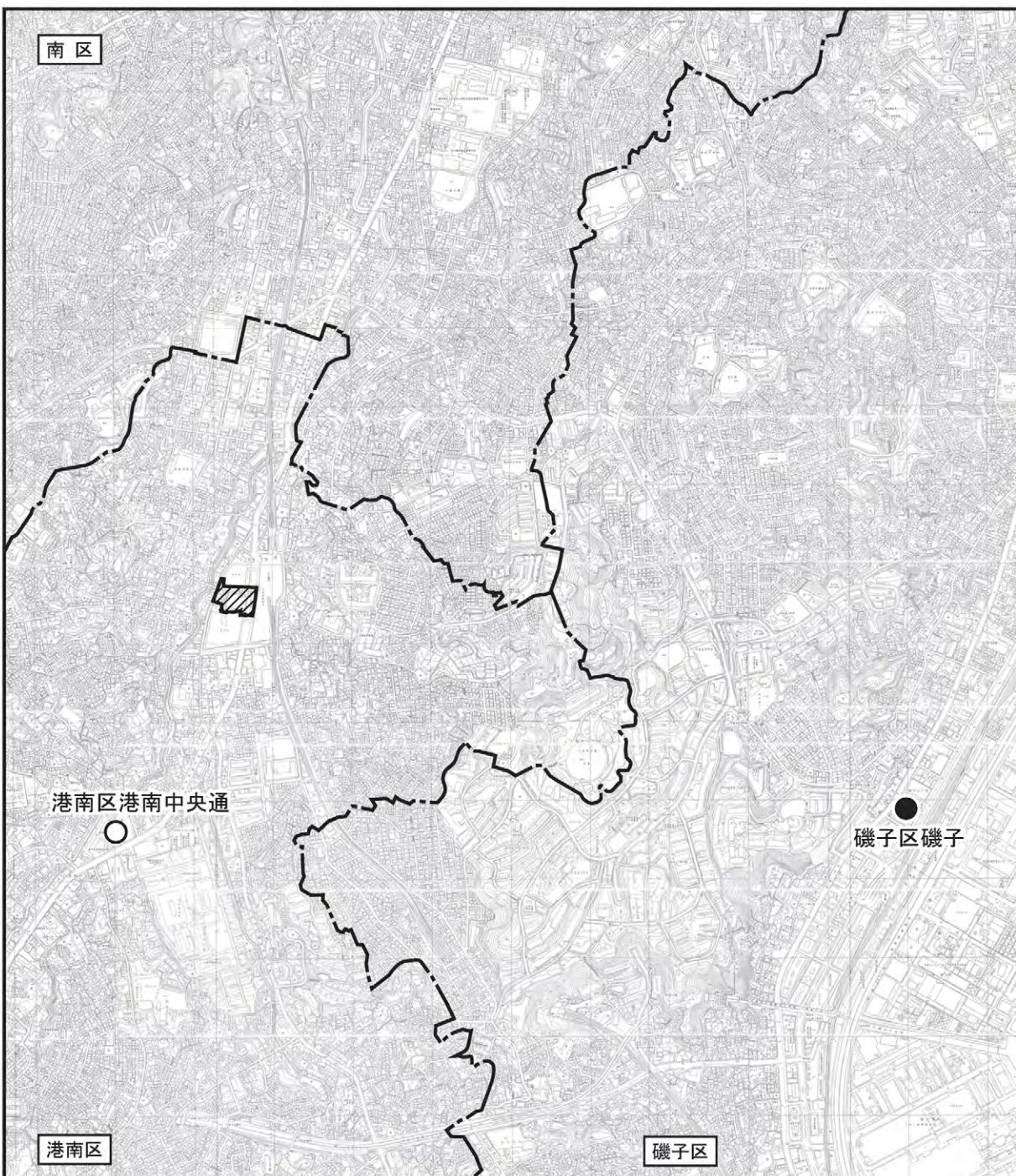
「横浜市大気測定結果報告書」(令和 7 年 7 月、横浜市みどり環境局)

「令和 2 年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」(令和 3 年 7 月、横浜市環境創造局)

「令和 3 年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」(令和 4 年 7 月、横浜市環境創造局)

「令和 4 年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」(令和 5 年 7 月、横浜市環境創造局)

「令和 5 年度 大気・水環境等の状況について」(令和 6 年 7 月、横浜市みどり環境局)



凡 例

- 対象事業実施区域
- 区 界
- 一般環境大気測定局
- 自動車排出ガス測定局

図3.2-23 大気汚染測定局位置図

S=1/20,000
0 100 500m



3) 水質汚濁の状況

(1) 公共用水域

対象事業実施区域の南側から北側へ流れる大岡川の清水橋で水質調査が行われています。

測定地点及び測定結果は、表 3.2-31 及び図 3.2-24 に示すとおりです。

令和 2 年度～令和 6 年度の期間において、令和 4 年度の生物化学的酸素要求量(BOD)、令和 2 年度～令和 3 年度の大腸菌群数及び令和 4 年度～令和 5 年度の大腸菌数を除き、環境基準に適合しています。

表 3.2-31 公共用水域水質測定結果

	項目	単位		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	環境基準
河川： 大岡川 清水橋	水素イオン 濃度指数 (pH)	—	結果	8.1	8.0	8.2	8.0	8.1	6.5 以上 8.5 以下
			判定	○	○	○	○	○	
	生物化学的 酸素要求量 (BOD)[75% 値]	mg/L	結果	1.7	3.6	1.4	1.4	1.4	3mg/L 以下
			判定	○	○	×	○	○	
	浮遊物質量 (SS)	mg/L	結果	3	4	3	3	3	25mg/L 以下
			判定	○	○	○	○	○	
	溶存酸素 (DO)	mg/L	結果	7.5	7.8	8.2	7.6	7.8	5mg/L 以上
			判定	○	○	○	○	○	
	大腸菌群数	MPN /100mL	結果	9.0×10^3	2.4×10^4	—	—	—	5,000MPN /100mL 以下
			判定	×	×	—	—	—	
	大腸菌数	CFU /100mL	結果	—	—	12,000	3,900	5,500	1000CFU /100mL 以下
			判定	—	—	×	×	×	

注 1) 大岡川清水橋の環境基準は B 類型の値です。

注 2) 各項目の結果は平均値を示します。

BOD は 75% 値が環境基準値以下の場合に、環境基準に適合していると評価します。

注 3) 環境基準適合状況 ○：適合 ×：不適合

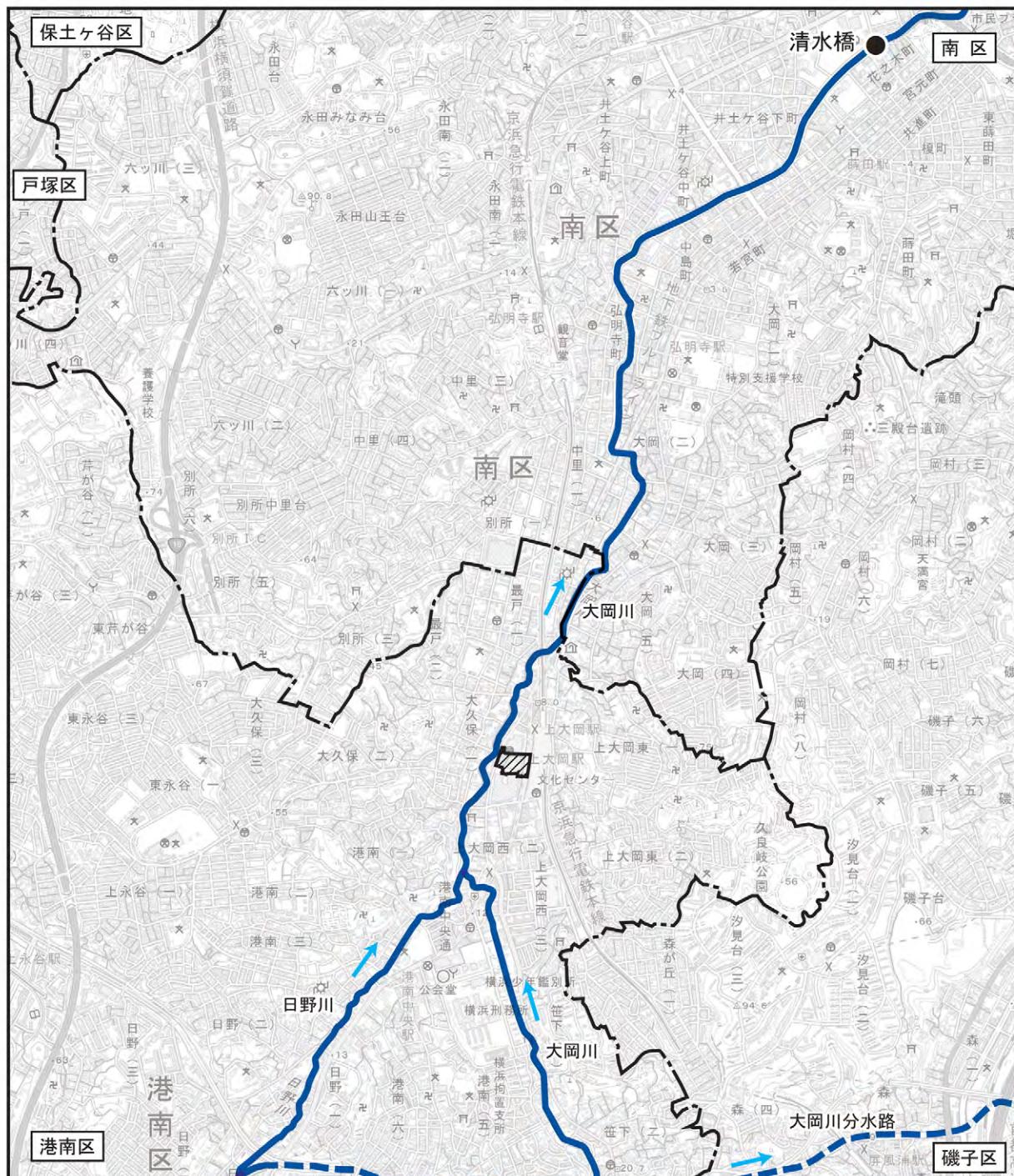
資料：「令和 2 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」(令和 4 年 3 月、横浜市環境創造局)

「令和 3 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」(令和 5 年 3 月、横浜市環境創造局)

「令和 4 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」(令和 5 年 9 月発行 (令和 6 年 11 月更新)、横浜市環境創造局)

「令和 5 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」(令和 6 年 7 月発行 (令和 6 年 11 月更新)、横浜市みどり環境局)

「令和 6 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」(令和 7 年 7 月、横浜市みどり環境局)



凡 例



対象事業実施区域



公共用水域水質測定地点

— 区界



(2) 地下水

調査区域内では、横浜市によって地下水の水質調査が行われています。令和2年度～令和6年度における調査の実施状況は、表3.2-32及び図3.2-25に示すとおりです。

令和2年度～令和6年度の継続調査において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（No.1416）が環境基準値を超過していました。

表3.2-32 地下水水質測定結果

メッシュ番号	調査年度	調査種類	環境基準値超過項目
0477	令和2年度	概況調査（メッシュ調査）	なし
	令和6年度	概況調査（メッシュ調査）	なし
0478	令和6年度	概況調査（メッシュ調査）	なし
0487	令和2年度	概況調査（メッシュ調査）	なし
0488	令和3年度	概況調査（定点調査）	なし
	令和6年度	概況調査（定点調査）	なし
0497	令和6年度	概況調査（メッシュ調査）	なし
1407	令和2年度	概況調査（定点調査）	なし
	令和5年度	概況調査（メッシュ調査）	なし
1408	令和5年度	概況調査（メッシュ調査）	なし
	令和5年度	概況調査（定点調査）	なし
1416	令和2年度	継続監視調査	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	令和3年度	継続監視調査	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	令和4年度	継続監視調査	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	令和5年度	継続監視調査	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	令和6年度	継続監視調査	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
1417	令和5年度	概況調査（メッシュ調査）	なし

注1) 表中のNo.は、図3.2-25に対応します。

注2) 定点調査について、調査地点が含まれるメッシュNo.を記載しています。

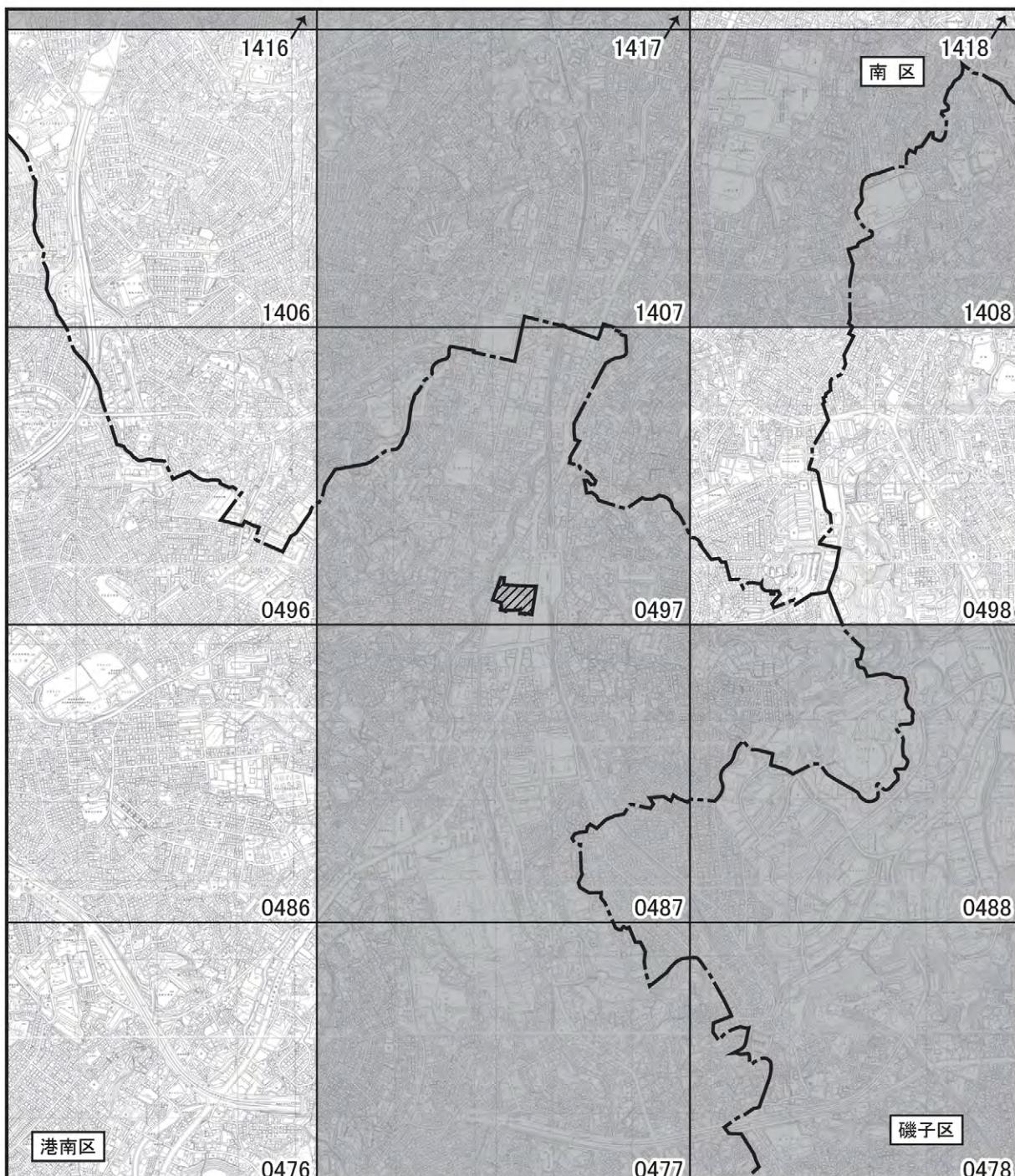
資料：「令和2年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（令和4年3月、横浜市環境創造局）

「令和3年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（令和5年3月、横浜市環境創造局）

「令和4年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（令和5年9月発行（令和6年11月更新）、横浜市環境創造局）

「令和5年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（令和6年7月発行（令和6年11月更新）、横浜市みどり環境局）

「令和6年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（令和7年7月、横浜市みどり環境局）



凡 例

- 対象事業実施区域
- 区 界
- 地下水水質測定実施メッシュ

注) 図中のNo.は、表3.2-32に対応します。

資料：令和2年度～令和4年度「横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（横浜市環境創造局）
令和5年度～令和6年度「横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（横浜市みどり環境局）

図3.2-25 地下水の水質調査地点位置図

S=1/20,000
0 100 500m



4) 騒音の状況

(1) 一般環境騒音

調査区域内では、横浜市によって平成 27 年度に一般環境騒音の測定が行われています。

測定地点は図 3.2-26 に、測定結果は表 3.2-33 に示すとおりです。

南区大岡二丁目 (No.B) で、夜間に環境基準を超過していましたが、その他の地点では、昼夜ともに環境基準を満たしていました。

表 3.2-33 一般環境騒音の状況（平成 27 年度）

No.	測定場所	用途地域	地域の類型 ※1	等価騒音レベル (L_{Aeq}) ※2 (dB)			
				測定結果		環境基準	
				昼間 (6-22 時)	夜間 (22-6 時)	昼間 (6-22 時)	夜間 (22-6 時)
A	南区別所中里台	第一種低層 住居専用地域	A	42	38	55	45
B	南区大岡二丁目	第一種住居地域	B	53	46	55	45
C	港南区日野三丁目	第二種中高層 住居専用地域	A	48	45	55	45
D	港南区港南四丁目	準工業地域	C	47	38	60	50

注 1) 表中の No.は、図 3.2-26 に対応します。

注 2) 表中の太字・下線は環境基準の超過を示します。

※1：地域の類型 A は専ら住居の用に供される地域であることを示します。

地域の類型 B は主として住居の用に供される地域であることを示します。

地域の類型 C は相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域であることを示します。

※2： L_{Aeq} (等価騒音レベル)：騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものです。

資料：「平成 27 年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書」(平成 29 年 3 月、横浜市環境創造局)

(2) 道路交通騒音

横浜市では、主要幹線道路を代表する地点において騒音測定が実施されており、測定地点は5年をかけて一巡するように計画されています。

調査区域内における最新（令和4年度～令和6年度）の道路交通騒音測定地点は図3.2-26に、各測定地点の測定結果は表3.2-34に示すとおりです。

対象事業実施区域に最も近い測定地点は、令和6年度の鎌倉街道沿道（No.4）であり、昼間68dB、夜間65dBと環境基準を満たしていました。

なお、対象事業実施区域周辺の騒音の主な発生源としては、鎌倉街道等の道路における自動車走行音や京浜急行線の鉄道走行音、大規模商業施設の稼働音等があげられます。

表3.2-34 道路交通騒音の状況（令和4年度～令和6年度）

調査 年度	No.	道路名	測定場所	用途 地域	地域の 類型 ※1	特例 適用 ※2	等価騒音レベル (L_{Aeq}) ※3 (dB)			
							測定結果		環境基準	
							昼間 (6-22時)	夜間 (22-6時)	昼間 (6-22時)	夜間 (22-6時)
令和 4年度	1	県道弥生台桜木町線	南区 六ツ川一丁目	二種 住居	B	○	68	64		
令和 5年度	2	環状2号線	磯子区 森二丁目	近隣 商業	C	○	<u>72</u>	<u>69</u>	70以下	65以下
	3		港南区 笹下五丁目	一種 住居	B	○	70	<u>68</u>		
令和 6年度	4	県道横浜鎌倉線 (鎌倉街道)	港南区 日野一丁目	準工業	C	○	68	<u>65</u>		

注1) 表中のNo.は、図3.2-26に対応します。

注2) 表中の太字・下線は環境基準の超過を示します。

※1：地域の類型Bは主として住居の用に供される地域であることを示します。地域の類型Cは相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域であることを示します。

※2：「幹線交通を担う道路に近接する空間」は、特例適用として、通常の「道路に面する地域」とは別の環境基準が設定されています。この場合の環境基準は以下のとおりです。

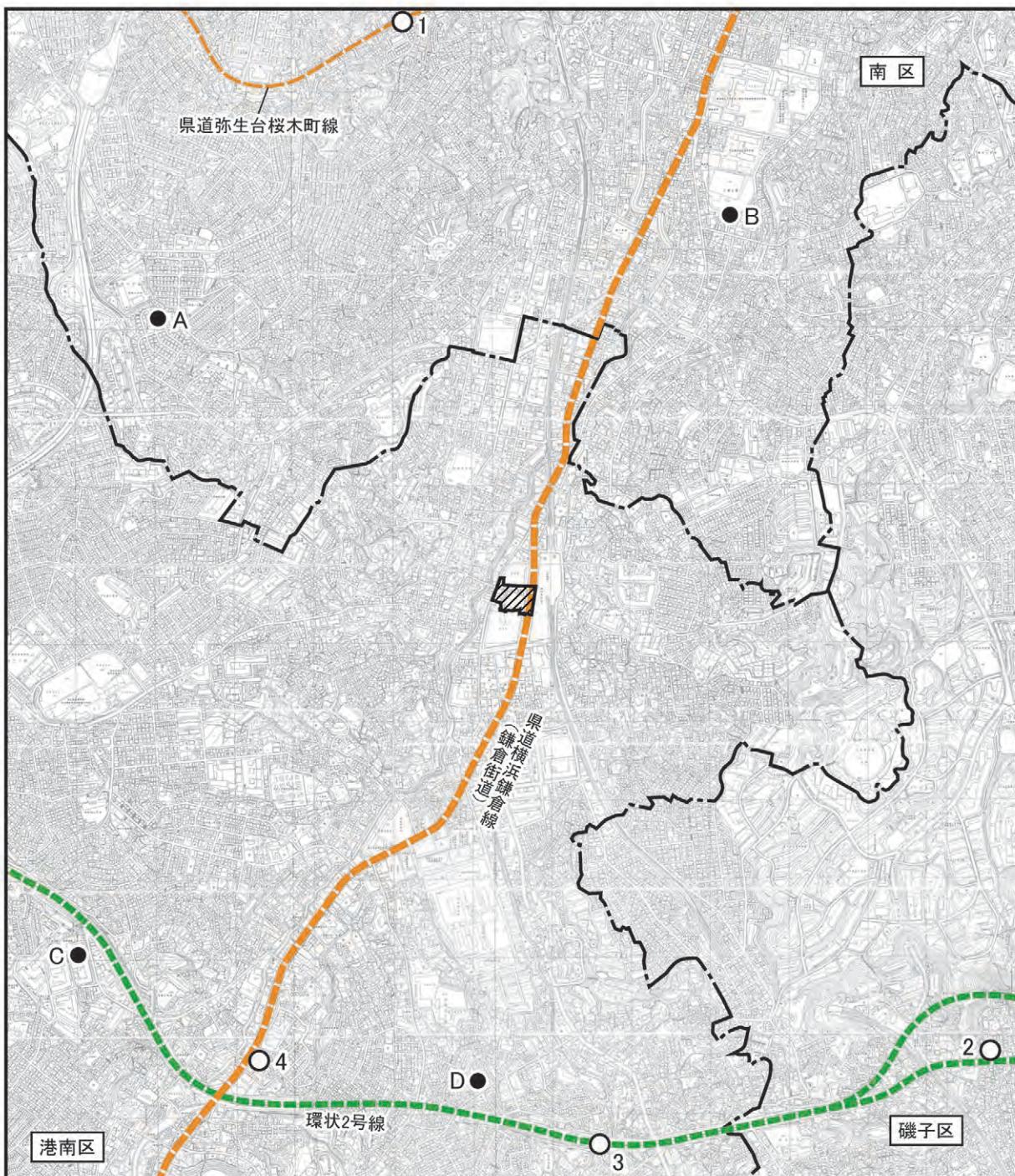
幹線交通を担う道路に係る基準値（特例適用）：昼間70dB、夜間65dB

※3： L_{Aeq} （等価騒音レベル）：騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものです。

資料：「令和4年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書－道路・新幹線－」（令和5年9月、横浜市環境創造局）

「令和5年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書－道路・新幹線－」（令和6年7月、横浜市みどり環境局）

「令和6年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書－道路・新幹線－」（令和7年7月、横浜市みどり環境局）



凡 例

- | | | | |
|---|------------|---|-----------|
| | 対象事業実施区域 | | 主要地方道(市道) |
| | 区 界 | | 主要地方道(県道) |
| ● | 一般環境騒音測定地点 | — | 県道 |
| ○ | 道路交通騒音測定地点 | | |

注) 図中のNo.は、表3.2-33及び表3.2-34に対応します。

資料：令和4年度「横浜市における騒音・振動の測定結果報告書－道路・新幹線－」（横浜市環境創造局）

令和5年度～令和6年度「横浜市における騒音・振動の測定結果報告書－道路・新幹線－」（横浜市みどり環境局）

図3.2-26 騒音測定地点位置図

S=1/20,000

0 100 500m



5) 振動の状況

調査区域内では、横浜市による道路交通振動の測定点はありません。

対象事業実施区域周辺の振動の主な発生源としては、鎌倉街道等の主要道路での自動車走行による影響があげられます。

6) 土壤汚染の状況

調査区域内における令和4年11月現在の土壤汚染対策法に基づき指定された汚染された土地の指定状況は表3.2-35に、分布は図3.2-27(1)に示すとおりです。

調査区域内には、横浜市から指定を受けた形質変更時要届出区域が2箇所あります。なお、対象事業実施区域内での指定はありません。

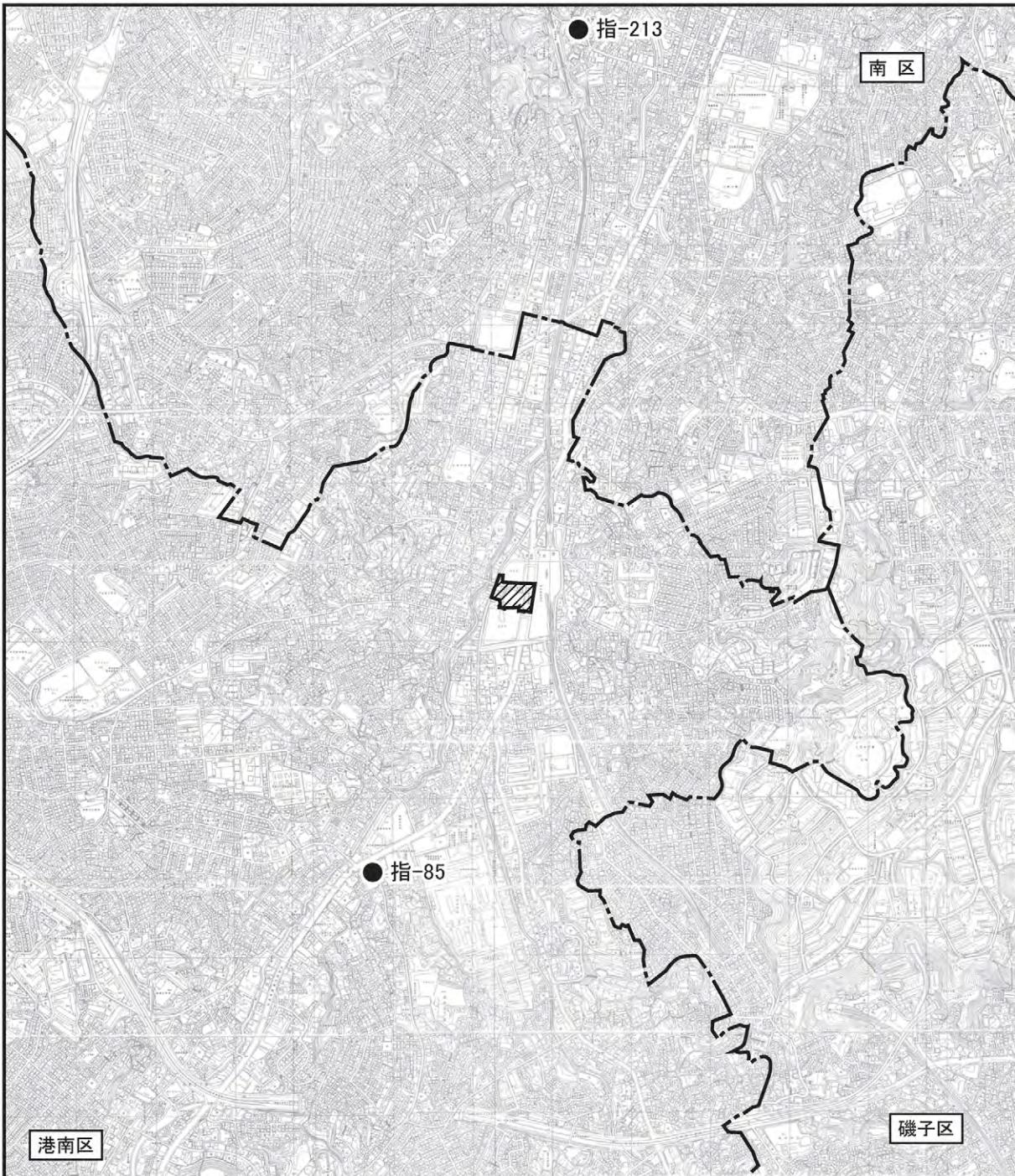
また、隣接地区の「上大岡C南地区第一種市街地再開発事業 事後調査結果報告書」（平成24年3月、上大岡C南地区市街地再開発準備組合）によると、平成19年4月に行われた事後調査の結果では、図3.2-27(2)に示す地点にて鉛が検出されています。なお、C南地区では、昭和20年代に市川伝次郎捺染工場があったことが確認されており、そこで使用されていた薬品が土壤汚染の原因と考えられています。なお、基準値を超える鉛が検出された地点の土壤は、セメント資源化処理による再資源化を図り、土壤汚染の拡散を未然に防いでいるとされています。

表3.2-35 調査区域内の形質変更時要届出区域の指定概要

指定番号	所在地（地番）	指定年月日	面積（m ² ）	指定基準に適合しない特定有害物質
指-85	港南区港南中央通2,036番6	H26.11.14	113.5	テトラクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン
指-213	南区弘明寺町字山下267番1の一部	R4.10.14	66.26	テトラクロロエチレン

注) 表中の指定番号は、図3.2-27(1)に対応します。

資料:「汚染された区域に指定された土地」(横浜市みどり環境局環境保全部水・土壤環境課ホームページ、令和7年9月調べ)



凡 例

- 対象事業実施区域
- 形質変更時要届出区域の指定を受けている土地
- 区 界

注) 図中のNo.は、表3.2-35に対応します。

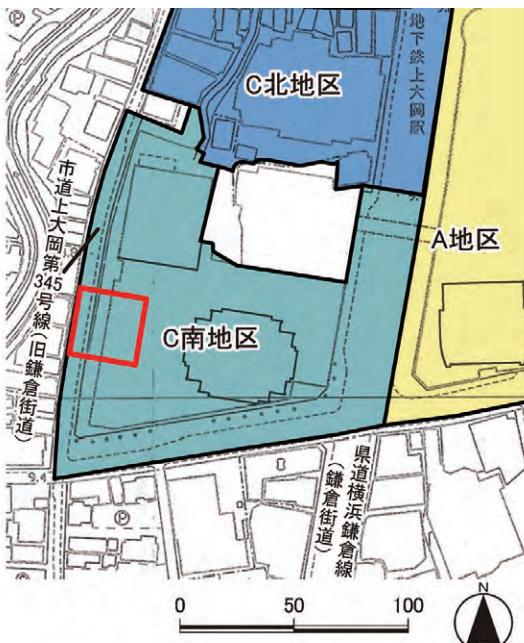
資料:「汚染された区域に指定された土地」

(横浜市みどり環境局環境保全部水・土壤環境課ホームページ、令和7年9月調べ)

図3.2-27(1) 土壤汚染対策法に基づく
汚染された土地の分布図

S=1/20,000
0 100 500m





凡 例

土壤汚染（鉛）確認位置

資料：「上大岡C南地区第一種市街地再開発事業 事後調査結果報告書」(平成24年3月、上大岡C南地区市街地再開発準備組合)

図 3.2-27(2) 鉛の検出位置図

7) 悪臭の状況

対象事業実施区域周辺には、著しい悪臭の発生源はみられません。

8) 地盤沈下の状況

調査対象地域における区別地盤沈下状況は表3.2-36に、地盤沈下の経年変化は表3.2-37(1)～(3)に、港南区における水準測量地点位置は図3.2-28に示すとおりです。

調査対象地域の沈下点数は、令和5年度に観測が行われた水準点数9地点すべてであり、その沈下量は10mm未満となっています。

また、調査対象地域における過去5年間の前年比最大変動量は-9.7～-0.9mmとなっています。

表 3.2-36 区別地盤沈下状況（令和5年度）

行政区分	水準点数	沈下点数	沈下内訳（地点）			
			10.0mm 未満	10.0～ 19.9mm	20.0～ 29.9mm	30.0mm 以上
横浜市	116	111	104	7	—	—
	2	2	2	—	—	—
	4	4	4	—	—	—
	3	3	3	—	—	—

資料：「横浜市統計書[web版]」(横浜市政策経営局統計情報課ホームページ、令和7年9月調べ)

表 3.2-37(1) 地盤沈下の経年変化（港南区）

観測基準：各年 1 月

整理年度	水準 点数	沈下 点数	沈下内訳（地点）					前年比 最大変動量 (mm)
			10.0mm 未満	10.0～ 19.9mm	20.0～ 29.9mm	30.0～ 39.9mm	40.0mm 以上	
令和元年度	3	—	—	—	—	—	—	—
令和2年度	3	3	3	—	—	—	—	-4.1
令和3年度	2	2	2	—	—	—	—	-3.7
令和4年度	2	—	—	—	—	—	—	—
令和5年度	2	2	2	—	—	—	—	-9.3

資料：「横浜市統計書[web 版]」（横浜市政策経営局統計情報課ホームページ、令和7年9月調べ）

表 3.2-37(2) 地盤沈下の経年変化（南区）

観測基準：各年 1 月

整理年度	水準 点数	沈下 点数	沈下内訳（地点）					前年比 最大変動量 (mm)
			10.0mm 未満	10.0～ 19.9mm	20.0～ 29.9mm	30.0～ 39.9mm	40.0mm 以上	
令和元年度	4	—	—	—	—	—	—	—
令和2年度	4	3	3	—	—	—	—	-1.9
令和3年度	4	4	4	—	—	—	—	-3.1
令和4年度	4	1	1	—	—	—	—	-0.9
令和5年度	4	4	4	—	—	—	—	-9.7

資料：「横浜市統計書[web 版]」（横浜市政策経営局統計情報課ホームページ、令和7年9月調べ）

表 3.2-37(3) 地盤沈下の経年変化（磯子区）

観測基準：各年 1 月

整理年度	水準 点数	沈下 点数	沈下内訳（地点）					前年比 最大変動量 (mm)
			10.0mm 未満	10.0～ 19.9mm	20.0～ 29.9mm	30.0～ 39.9mm	40.0mm 以上	
令和元年度	3	—	—	—	—	—	—	—
令和2年度	3	3	3	—	—	—	—	-1.1
令和3年度	3	3	3	—	—	—	—	-2.7
令和4年度	3	2	2	—	—	—	—	-1.0
令和5年度	3	3	3	—	—	—	—	-8.4

資料：「横浜市統計書[web 版]」（横浜市政策経営局統計情報課ホームページ、令和7年9月調べ）



凡 例

- | | |
|-----|----------|
| | 対象事業実施区域 |
| --- | 水準測量地点 |
| --- | 区界 |

注) 図中のNo.は、水準測量地点番号を示します。

資料: 「横浜市統計書[web版]」(横浜市政政策経営局統計情報課ホームページ、令和7年9月調べ)
 「横浜市水準測量成果表 基準日令和2～6年1月1日」(横浜市環境創造局(みどり環境局)、令和7年9月調べ)

図3.2-28 水準測量地点位置図 (港南区)

S=1/20,000
 0 100 500 1,000m



3.2.11 災害の状況

1) 災害による被害の発生状況

調査対象地域における令和6年の災害による被害の発生状況は表3.2-38に、対象事業実施区域がある港南区の令和2年～令和5年の災害による被害の発生状況の推移は表3.2-39に示すとおりです。

令和6年の横浜市内では、人的被害はなく、住宅被害で一部破損が2棟、非住家被害で浸水が1棟発生しました。その他の被害では、ブロック塀等が1箇所、その他の被害が14箇所発生していました。また、同年の港南区内で発生した被害は、その他の被害が1箇所でした。

港南区では、その他の被害に区分される被害が毎年発生しています。また、令和3年には風水害による住宅の一部破損の被害が発生していました。

表3.2-38 災害による被害の発生状況件数（令和6年）

被害分類	人的被害			住宅被害				非住宅被害							その他の被害 ^{*1}			
	死者	負傷者		全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物			その他			がけ崩れ	ブロック塀等	その他 ^{*2}	
		行方不明者	重傷者						全壊	半壊	一部破損	浸水	その他浸水	全壊	半壊	一部破損	浸水	その他浸水
		人	人						棟							箇所		
横浜市						2										1		14
港南区																		1
南区																		3
磯子区																		2

*1：調査対象地域で発生した項目のみ示しています。

*2：道路冠水で、一時的に交通機能障害となったものや、単なる土砂流出で、がけ崩れに計上されないもの、軽度の住家被害で他に該当しないもの等を示しています。

資料：「令和6年 横浜市の災害」（令和7年3月、横浜市総務局危機管理室緊急対策課）

表3.2-39 災害による被害の発生状況件数の推移（港南区）

集計年	人的被害			住宅被害				非住宅被害							その他の被害 ^{*1}				
	死者	負傷者		全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物			その他			道路	がけ崩れ	ブロック塀等	その他 ^{*2}	
		行方不明者	重傷者						全壊	半壊	一部破損	浸水	その他浸水	全壊	半壊	一部破損	浸水	その他浸水	
		人	人						棟							件	箇所		
令和2年																	1		
令和3年				1			1										2		3
令和4年																		1	
令和5年				2															3
令和6年																			1

*1：調査対象地域で発生した項目のみ示しています。

*2：道路冠水で、一時的に交通機能障害となったものや、単なる土砂流出で、がけ崩れに計上されないもの、軽度の住家被害で他に該当しないもの等を示しています。

資料：「令和2年 横浜市の災害」（令和4年1月、横浜市総務局危機管理室緊急対策課）

「令和3年 横浜市の災害」（令和4年5月、横浜市総務局危機管理室緊急対策課）

「令和4年 横浜市の災害」（令和5年3月、横浜市総務局危機管理室緊急対策課）

「令和5年 横浜市の災害」（令和6年3月、横浜市総務局危機管理室緊急対策課）

「令和6年 横浜市の災害」（令和7年3月、横浜市総務局危機管理室緊急対策課）

2) 地震マップ

横浜市では、横浜市内に影響を及ぼすと考えられる想定地震が発生した場合の市内各地の揺れを予測した「地震マップ」がまとめられています。最新の地震マップは「横浜市地震被害想定調査報告書」※（平成24年10月、横浜市）で公表されており、横浜市にとって影響が大きいと想定される想定地震として、元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震の3地震が選定されています。調査区域の地震マップは、図3.2-29(1)～(3)に示すとおりです。

調査区域では、これら3種の想定地震が発生した場合、元禄型関東地震で震度5強～6強、東京湾北部地震で震度5弱～6弱、南海トラフ巨大地震で震度5弱～5強の揺れが想定されています。

また、対象事業実施区域では、元禄型関東地震で震度6弱～6強、東京湾北部地震及び南海トラフ巨大地震で震度5強の揺れが想定されています。

※：「横浜市地震被害想定調査報告書」（平成24年10月、横浜市）では、内閣府中央防災会議（2005）、神奈川県地震被害想定（2009）、神奈川県津波浸水想定（2012）で検討されている各種想定地震について、震源域・種類（タイプ）からグループ化し、そのうち相模トラフ、南海トラフ、首都圏直下を震源とする以下の想定地震を対象に地震マップ（震度分布図）がまとめられています。

<元禄型関東地震>

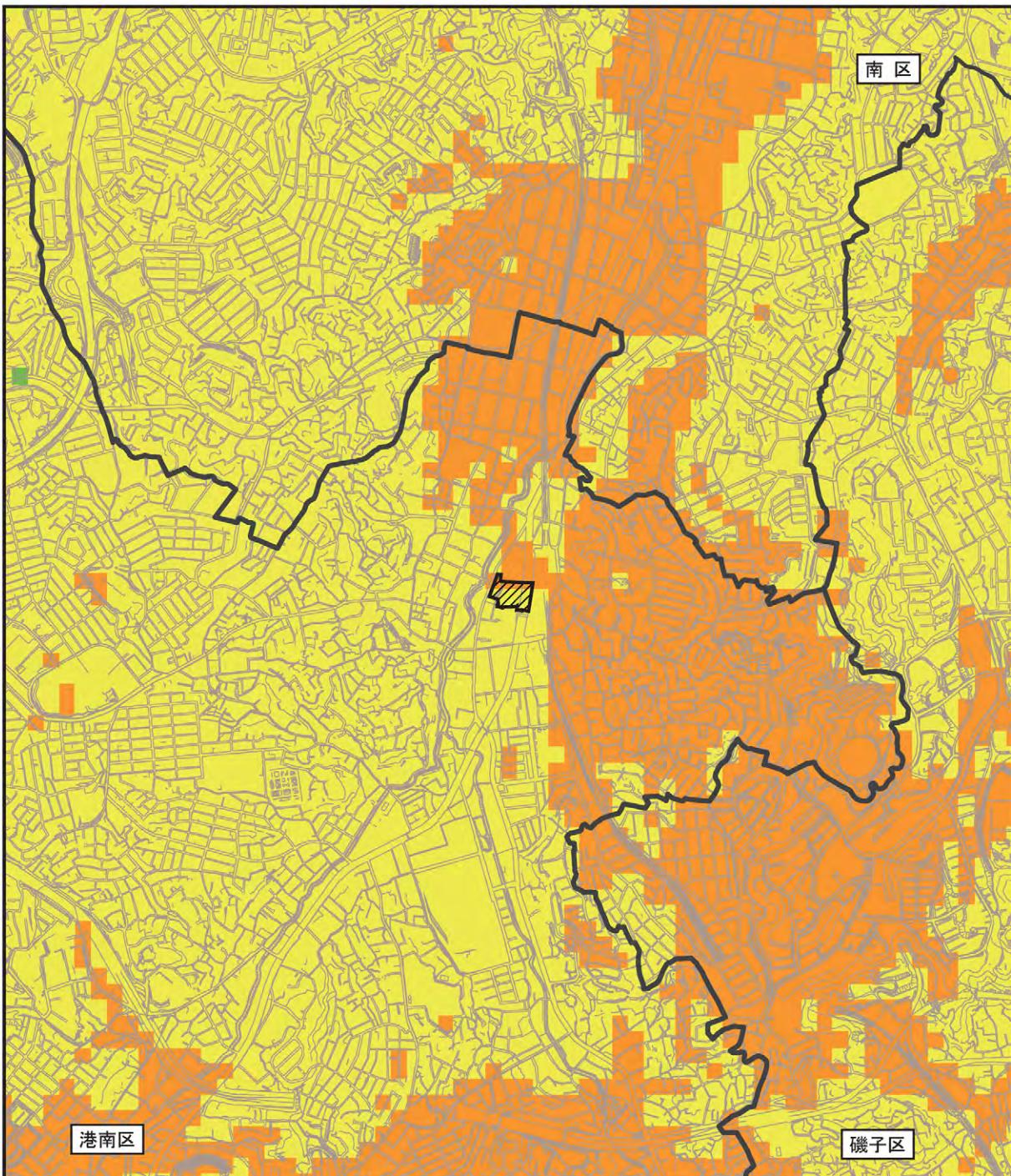
相模トラフを震源とするM8級の想定地震です。1703年に発生した元禄型関東地震は、房総半島沖まで連動しており、1923年に発生した大正型関東地震よりも発生確率は低いものの、津波、強震動が大きくなると想定されています。

<東京湾北部地震>

首都直下を震源とするM7級の想定地震です。内閣府中央防災会議において、最も切迫し、横浜市を含めた首都圏への被害やその影響が大きい地震として検討の対象に取り上げられています。

<南海トラフ巨大地震>

相模湾や紀伊半島付近の南海トラフを震源とするM9級の想定地震です。内閣府中央防災会議でも東海地震を包括した最大級の地震として検討の対象とされています。



凡 例

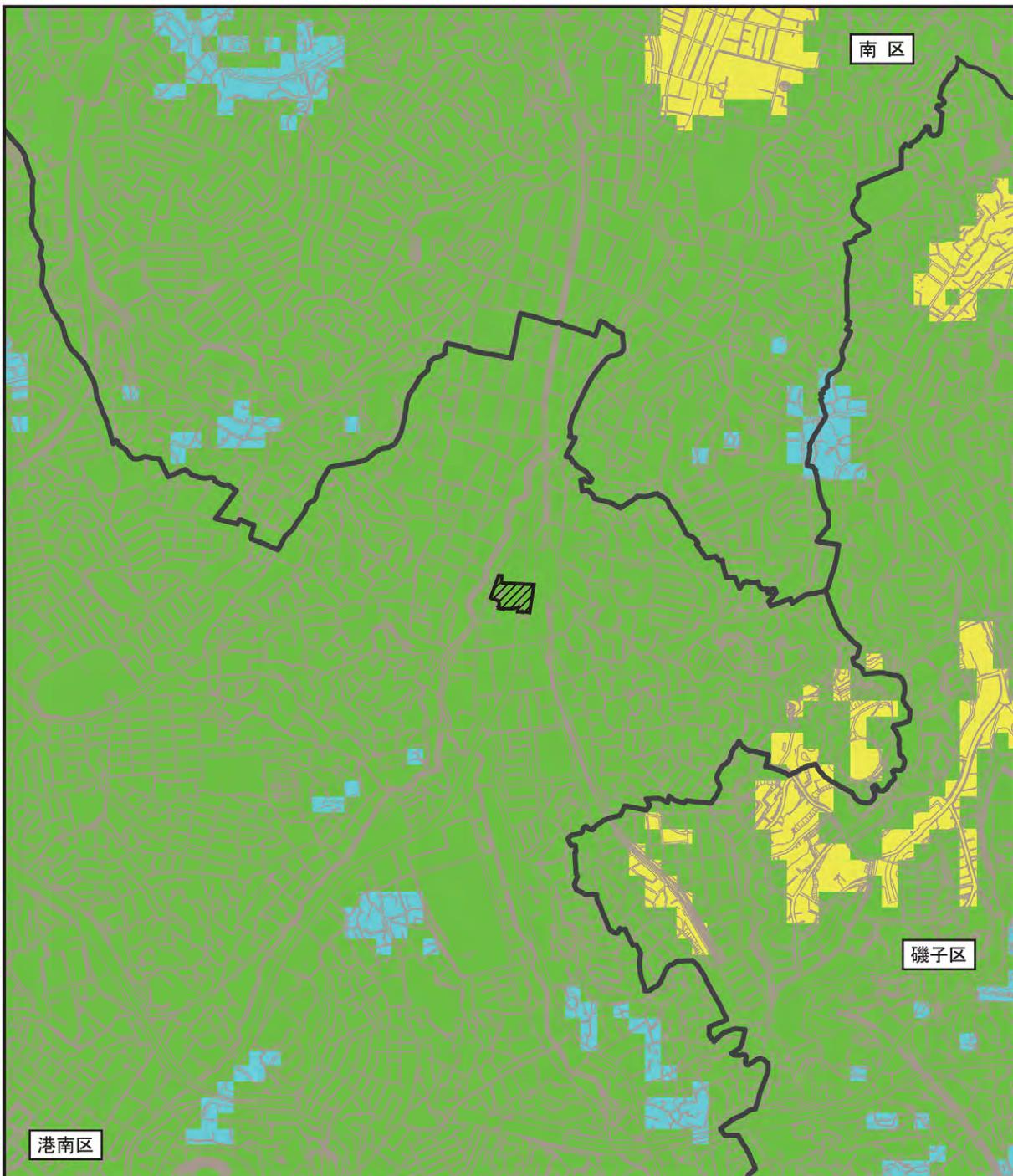
	対象事業実施区域		震度6強
—	区 界		震度6弱
			震度5強

資料：「横浜市地震被害想定調査報告書」（平成24年10月、横浜市）

図3.2-29(1) 地震マップ（元禄型関東地震）

S=1/20,000
0 100 500m





凡 例

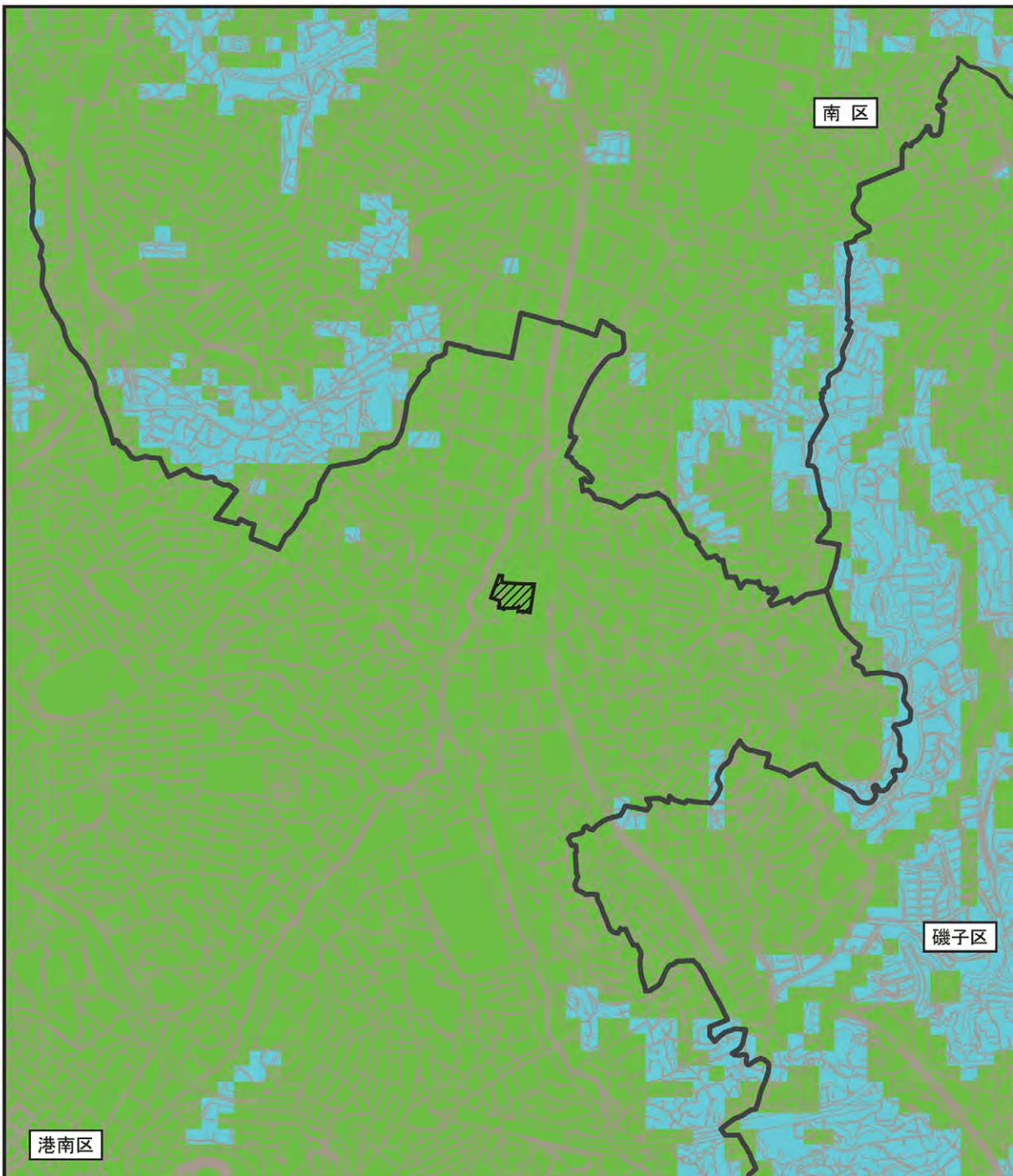
	対象事業実施区域
	区界
	震度6弱
	震度5強
	震度5弱

資料：「横浜市地震被害想定調査報告書」（平成24年10月、横浜市）

図3.2-29(2) 地震マップ（東京湾北部地震）

S=1/20,000
0 100 500m





凡 例

	対象事業実施区域		震度5強
—	区 界		震度5弱

資料：「横浜市地震被害想定調査報告書」（平成24年10月、横浜市）

図3.2-29(3) 地震マップ（南海トラフ巨大地震）

S=1/20,000
0 100 500m

